ぐっとずっと。プラン

シンプルコース

（料金表）

2023年6月1日実施

中国電力株式会社

本　　則

1　契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン シンプルコース（以下『シンプルコース』といいます。）」といたします。

2　料金表の変更

（1）　当社は、この料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（2）　消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（3）　お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（4）　当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3　適用範囲

電気サービス約款（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量６キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当する需要で、お客さまが１年を通じてこのシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4　料　　金

料金は、電力量料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、サービス約款別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、サービス約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）（１）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（1）　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	38円17銭

（2）　最低月額料金

（1）によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	1,844円70銭

ただし、次の期間の料金は、電力量料金およびサービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定さ

れた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間

ロ　需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

ハ　契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

5　払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

（1）　払込票等発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1料金算定期間につき	55円00銭

（2）　検針結果のお知らせ発行手数料

お客さまの希望により、当社が検針の結果を書面でお知らせする場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1料金算定期間につき	55円00銭

6　そ　の　他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

附　　則

1　実 施 期 日

この料金表は、2023年６月１日から実施いたします。